

北川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「北川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 北川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。

五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、令和2年8月31日から施行する。
- 2 本規約は、令和2年12月23日に一部を改正する。
- 3 本規約は、令和3年3月15日に一部を改正する。
- 4 本規約は、令和4年3月23日に一部を改正する。
- 5 本規約は、令和4年6月6日に一部を改正する。
- 6 本規約は、令和6年3月18日に一部を改正する。